

猪名川町告示第19号

猪名川町私立保育施設等への一時支援金交付要綱をここに告示する。

令和8年3月11日

猪名川町長 岡 本 信 司

## 猪名川町私立保育施設等への一時支援金交付要綱

令和8年3月11日

要綱第13号

### (目的)

第1条 この要綱は、現下の急激な物価高騰による経費の増加を価格に転嫁することができない猪名川町内の私立保育所、私立認定こども園、認可外保育施設及び民間の放課後児童クラブ（以下「保育施設等」という。）に対し、光熱費、食糧費等の価格上昇分の一部について、一時支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、保育施設等の経営の安定化を図り、もって就学前における教育保育の安定的な提供体制の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により認可を受けた保育所をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項により認可を受けた認定こども園をいう。
- (3) 認可外保育施設 児童福祉法第59条の2第1項により兵庫県知事に届け出た施設をいう。
- (4) 放課後児童クラブ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設をいう。

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、令和7年4月1日から支援金の交付決定の日まで継続して保育施設等を運営する事業者とする。

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表のとおりとする。

### (申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、猪名川町私立保育施設等への一時支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（支援金の交付）

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、支援金の交付を行うことを決定したときは、猪名川町私立保育施設等への一時支援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付の取消し等）

第7条 町長は、支援金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の交付決定を取り消し、又は交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 支援金の交付決定の日の翌日から令和8年3月31日までの間に保育施設等の廃止又は休止（以下「廃止等」という。）をしたとき。

(2) 偽りその他不正な行為により、支援金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が支援金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 町長は、交付決定者が前項第1号の規定に該当するときは、当該交付決定者に交付した支援金の額を12で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、廃止等をした日の属する月から令和8年3月までの月数を乗じて得た額を町に返還させるものとする。

（調査等）

第8条 町長は、支援金の交付に関する事務を適正に実施するため必要と認めるときは、交付決定者に対し、関係する書類の提出を求め、又は町職員に調査を行わせることができる。

2 交付決定者は、特別な事情がある場合を除き、前項の提出及び調査に協力しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

令和7年10月1日時点 の定員（名）	1施設当たり支援金額（円）
1～9	18,500
10～19	55,500
20～29	92,500
30～39	129,500
40～49	166,500
50～59	203,500
60～69	240,500
70～79	277,500
80～89	314,500
90～99	351,500
100～109	388,500
110～119	425,500
120～129	462,500
130～139	499,500
140～149	536,500
150～159	573,500
160～169	610,500
170～179	647,500
180～189	684,500
190～199	721,500
200～209	758,500
210～219	795,500
220～229	832,500
230～239	869,500

2 4 0 ~ 2 4 9	9 0 6 , 5 0 0
2 5 0 ~ 2 5 9	9 4 3 , 5 0 0
2 6 0 ~ 2 6 9	9 8 0 , 5 0 0
2 7 0 ~ 2 7 9	1 , 0 1 7 , 5 0 0
2 8 0 ~ 2 8 9	1 , 0 5 4 , 5 0 0
2 9 0 ~ 2 9 9	1 , 0 9 1 , 5 0 0
3 0 0 ~ 3 0 9	1 , 1 2 8 , 5 0 0